

大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）の概要

1 条例制定の背景について

生涯を通じて自分の歯で食べることのできる幸せのためには、乳幼児期から成人期、高齢期までのそれぞれの時期における一貫した歯及び口腔の健康づくりに関する対策が必要となります。また、口腔の健康は全身の健康にもつながることからオーラルフレイル（口腔機能の衰えが、心身の筋力低下や要介護状態につながる状態をいう。）対策などの取組みがさらに重要となります。

大田原市では歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明確にするとともに、施策の基本となる事項を定めるために、「大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例」の制定を予定しています。

2 条例（案）の概要について

（1）基本理念

歯及び口腔の健康づくりは、その推進がすべての市民の健康づくりと生活の質の向上に重要な役割を果たすことから、市民が日常生活において自ら歯及び口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯を通じて歯及び口腔に係る適切なサービスを受けられることができるよう環境整備を推進すること、また、保健、医療、福祉、教育等関係機関、関係者と協力し推進することを基本理念とする。

（2）市の責務

市は基本理念を踏まえ、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

（3）市民の役割

市民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を活用するとともに、自ら歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

（4）歯科医師等の役割

歯科医療関係者が、相互に連携を図りながら基本理念にのっとり市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に取り組む施策に協力する役割について定めたものである。

（5）歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的な施策

- ① 妊娠期における歯科疾患の予防対策を推進すること。
- ② 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策を推進すること。
- ③ 成人期における歯周疾患予防対策を推進すること。
- ④ 高齢期における口腔機能の維持及び向上に係るオーラルフレイルの予防に関する取組を推進すること。
- ⑤ 障害者、要介護者等に対する適切な歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

- ⑥ 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発を推進すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行予定です。